

監視カメラの検挙効果とネットワーク化について 2012. 7. 30

1 高橋容疑者の検挙に、防犯カメラの効果はあったか？

「高橋容疑者：カメラ1000台分析・・・利用タクシーも解明」

これは、「高橋容疑者」「カメラ」でYAHOO検索すると（本年7月23日時点）1位で出てくる記事（本年6月22日付毎日新聞）の見出しである。記事は、次のように述べる。「地下鉄サリン事件などで特別手配された高橋克也容疑者（54）が逮捕されて22日で1週間。追跡捜査に、最も効果を発揮したのは防犯カメラの画像だった。警視庁はコンビニや金融機関など約200カ所のカメラ約1000台の画像を回収・分析した。」

読者は、検挙に防犯カメラが役に立ったと感じるだろう。本当にそうなのか。

高橋容疑者が行方をくらました本年6月4日に銀行で現金を引き出す防犯カメラ画像が6月6日に公開された。従来の警察捜査の手法であれば、同時に近隣の宿泊可能な施設をしらみつぶしに当たっていったらう。容疑者は、近くの個室ビデオ店に滞在していたのであり、まもなく検挙できたと思われる。

しかし、実際には6月15日まで、検挙には長期間を要した。

検挙の経緯は、インターネットカフェにいた市民による「似た顔の男がいる」との通報で訪れた警官が、容疑者の顔を見て「似ていない」と判断していったん見過ごし、その後退店した容疑者に声をかけたのだという。

他方、40人、24時間態勢で防犯カメラの画像を分析した警視庁は、50メートルの距離を30秒かけて通過した1台のタクシーが不審であり、これに容疑者が乗っていた疑いがあることを突き止めたただけだ（冒頭の記事）。

防犯カメラ分析班は、あえて直接足を運ばないという不自由を前提としても、滞在が予想される個室ビデオ店やインターネットカフェなどの画像をこそ、令状により最優先に分析すべきと思われるが、しなかったのか。分析したが、識別できなかったのか。いずれにせよ、捜査の不手際と捜査能力の低下を示している。防犯カメラが普及する以前の犯罪検挙率と比較して、現在の検挙率は極めて低い。総体としての防犯カメラの検挙効果は疑問だ（過去に起こった地下鉄サリン事件を防止する効果はないから、防犯効果はない）。

根拠の不確かな報道で、市民は防犯カメラが役に立っていると信頼する。冒頭の記事は、「3600万枚の顔の画像から探したい顔の類似画像を1秒間で検索できる『類似顔画像検索システム』を開発し、実用化への準備を進めている。」と結び、警視庁による地下鉄駅構内のカメラ映像をリアルタイムで警察に転送できるシステムの試験的導入やカメラの精緻化を歓迎している。市民も不確かな根拠のままにそのような誘導されているのではないか。

2 警視庁愛宕署防犯カメラ設置計画

本年6月30日付の東京新聞によると、新橋や浜松町を管轄する警視庁愛宕署の呼びかけで、企業や団体が資金を出し合い、管内全域の街頭に防犯カメラを設置する計画が進んでいる。2000万円を調達して来春に50台を設置し、将来は1億円以上を集めて300台を設置するのが目標だという。

この計画では、記事で当委員会の清水勉委員長が指摘しているとおおり、地元住民が事実上、「警察の下請け」と化す。

計画の主体は「愛宕防犯カメラ設置協議会」で、副会長は、愛宕地域の警察

友会、警察懇話会、交通安全協会、特暴協会、ビル・職域・宅建業防犯協力会、防犯風紀協力会、警備連絡協議会、母の会、遊技場組合等の警察の関連団体・関連業界団体の代表が多くを占めるほか、連合町会代表者等で構成されている。組織図では、この副会長の下に賛助会員として団体を募集する構造になっている。地域社会の中で、警察側の強い意向を知りながら、1口10万円の募金要請を毅然と断ることは相当の勇気を要するだろう。

地元の港区からは、設置費の4分の3（予定通りなら1500万円）と、カメラ1台当たり年1万5000円の補助費が支出される。

警察庁が2010年にJR川崎駅東口で行ったカメラの防犯効果の実験でも、防犯効果は認められず、犯罪の地理的転移（発生場所が隣に移動するだけ）という悪影響しかなかったと自ら警察庁ホームページで認めている。

防犯効果はないカメラに対して多額の公金を投入していくことは税金の無駄遣いである。防犯カメラ業界自体が警察の天下り先となり、利権化しているとの指摘も見過ぎることができない。

日弁連は、本年1月19日に、監視カメラに対する法的規制に関する意見書を出し、公共の場所を中心とした設置基準の要件や、収集された画像の運用基準などを定めた法律による規制を提言している。

顔認識システムと監視カメラネットワークの結合がなされれば、家を一步出た市民は、いつでもその行動履歴をたどることのできる社会となりかねない。

検挙効果があるとしても、憲法・刑事訴訟法の下では、人権を制約する捜査は、令状主義の観点から、プライバシー権、市民社会の自由をできるだけ制限しない方法で、法律に基づいてなされなければならない。警察が無令状で市民の行動をたやすく検索できる社会の実現は食い止めなければならない。

3 熱狂的報道と排除社会

高橋容疑者の検挙まで、警察は、連日防犯カメラ情報を小出しにし、ワイドショー的な素材を振りまいた。スーパーでの防犯カメラの画像を新たに公開（6月8日）、「逃走に使用するキャリーバッグをスーパーで買った後、潜伏先の社員寮までタクシーに乗った（6月9日）」「部屋からは『防犯バイブル』という防犯カメラの性能を紹介した雑誌が見つかった（同日）」「駅や街頭の防犯カメラを警戒し、写りにくい経路を優先して逃走している（6月12日）」「4時間半の間に2回の着替え、防犯カメラを避けるように道路を横断するなど捜査をかく乱するような動き（6月14日）」など。

社会全体で容疑者の検挙に熱狂する風潮も疑問だ。「容疑者」は、さらし者にされて当然なのだろうか。携帯電話による位置情報などが小出しにされ、清純派というイメージとのギャップで過剰に報道され、「消費」された酒井法子さんや、暴力団との交際だけでは犯罪ですらないのに社会から排除された島田紳助さんなど、警察から悪者と指摘された瞬間に、あふれる報道で「人でなし」とつるし上げ、さらし者にする「排除社会」に大義はあるか。

町中を、警察主導の監視カメラネットワークで覆い尽くし、警察の「正義」で埋め尽くす前に、冷静に私たちの将来を考え、監視カメラをこそ監視するよう、法律による規制を一刻も早く実現しなければならない。